

道スポ協第1117号
令和3年9月30日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長 様
各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長 生島典明
(職 印 省 略)

「秋の再拡大防止特別対策」を踏まえたスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、国は9月30日をもって、北海道を対象とした緊急事態措置を解除する旨決定され、道では解除後の感染再拡大を回避するため、10月1日（金）から10月31日（日）までの期間において、「秋の再拡大防止特別対策」を実施することとなりました。

つきましては、別添のとおり北海道環境生活部及び北海道教育庁から感染症対策の徹底について、それぞれ通知がありましたのでお知らせするとともに、以下の事項について、貴管下関係団体等へご周知いただきますようお願い致します。

記

1. 札幌市の少年団活動は当該期間におきましては、部活動の取扱いにあわせて、活動を厳選（時間、人数、場所、活動内容）して、感染防止対策を徹底の上で実施することとし、これによりがたい場合は休止を検討いただくようお願い致します。この他、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、競技別のガイドラインに基づかない対外試合等の自粛依頼があります。
2. 札幌市以外の少年団活動につきましては、感染防止対策を徹底し、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、活動にあたっては競技別の感染症対策に十分留意していただくことをお願い致します。
3. 同封書類
 - (1) 「秋の再拡大防止特別対策」を踏まえた感染症対策の徹底について（北海道環境生活部）
 - (2) 緊急事態措置の終了を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（北海道教育庁学校教育局）
 - (3) 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（北海道教育庁学校教育局）

公益財団法人北海道スポーツ協会

生涯スポーツ課 担当：小杉

TEL：(011) 820-1706 FAX：(011) 833-0705

E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp



スポーツ第639号
令和3年(2021年)9月30日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「秋の再拡大防止特別対策」を踏まえた感染症対策の徹底について（依頼）
日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、北海道における新型コロナウイルス感染症対策については、8月25日（水）に、
北海道に緊急事態宣言が公示され、8月27日（金）から9月12日（日）まで、その後同月30
日（木）まで延長されたところです。

その後国において、9月30日をもって「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」の解
除が決定され、道では、緊急事態終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避
するため、10月1日から31日までの間、「秋の再拡大防止特別対策」を実施することとい
たしました。

この中で特に部活動に関しては、下記のとおり要請されています。

また、感染防止対策の実施に当たっては、マスクの正しい着用や手指消毒又は手洗いの
徹底など、基本的な取組の徹底が大切です。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて大会主催者や参加者への新型コロナウイ
ルス感染防止対策の徹底について、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

記

○要請内容

- ・感染防止対策を徹底

（札幌市内は、「活動を厳選（時間、人数、場所、活動内容）して実施」を追加）

- ・健康状態の多重チェックの日常的な実施と、感染防止対策の全校指導体制の確立
- ・大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係 担 当 黒田 電 話 011-204-5209 E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp
--

秋の再拡大防止特別対策

令和3年9月29日

秋の再拡大防止特別対策

ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。

このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。

※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う

対象地域	全道域
------	-----

期間	令和3年10月1日(金)～10月31日(日)
----	------------------------

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域	札幌市
------	-----

期間	令和3年10月1日(金)～10月14日(木)
----	------------------------

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域
(札幌市を除く)

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。(特措法第24条第9項)

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。

◆感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)

(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。

(協力依頼)

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

【事業者への要請・協力依頼】

要請・
協力依頼
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(協力依頼)
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舍では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底する。

重点地域

要請内容

(日常生活において)

◆「**三つの密(密閉・密集・密接)**」、「**感染リスクが高まる「5つの場面※」**」等の回避や、「**人と人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗いなどの手指消毒**」、「**換気**」をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底する。**(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆**感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。特に21時以降の外出を控える。**(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動してください。

◆**重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。**

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆**感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える。**(特措法第24条第9項)

◆**帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。**(特措法第24条第9項)

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)
(特措法第24条第9項)

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼 内容

- ◆来札に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来札を控える。
(協力依頼)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は19時30分までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。
ただし、北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店は、営業時間は21時まで(酒類提供は20時まで)とし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】 10月1日～10月14日まで全期間(14日間)協力の場合
中小企業・個人事業者:1店舗あたり35万円～105万円、大企業:1店舗あたり最大280万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆開催時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合は、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆**職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)**
- ◆**業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)**
- ◆**カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)**
- ◆**大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。
(協力依頼)**
- ◆**主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)**

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。



教 健 体 第 6 5 0 号
令和3年(2021年)9月29日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態措置の終了を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策に
ついて(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

この度、国は9月30日をもって、緊急事態措置を終了する旨決定しました。また、道は、札幌市における感染状況を踏まえ、札幌市を重点地域とし、独自の対策を行うこととしました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

ついては、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、道は警戒ステージを全道域で「ステージ2」に移行することに伴い、全ての道立学校において、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル2」に移行します。各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル2に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 道内においてもデルタ株による感染がみられることから、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないように、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 3 これまで、道内において部活動での感染が疑われる事例が多数発生していることから、次の点について指導を徹底すること。
 - (1) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用するとともに、部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
 - (2) 風邪症状等がある場合は、児童生徒が躊躇なく休養できる体制を整えること。
 - (3) 全道や全国につながる大会等(競技団体主催の大会を含む。)に出場する場合は、健康状態の多重のチェックを行うとともに、事前に感染症対策について児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。
 - (4) 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用や練習に参加しないこと等を依頼すること。
 - (5) 高等学校においては、「Keep on Shining 宣誓!」を活用して、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できるようにすること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2021. 10. 01改訂)

令和3年9月29日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（以下「衛生管理マニュアル」という。）に基づき取組を徹底すること。その際、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

ウ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

エ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

オ 熱中症事故の予防について、「熱中症事故の防止について」（令和3年(2021年)5月14日付け教健体第216号）を踏まえ、マスクの対応も含めて適切に対応すること。

カ 児童生徒が感染症等について正しく理解し、学校内外を問わず、適切な行動をとることができるよう指導を行うこと。

(ア) 感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

(イ) マスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯をすること。

(ウ) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、食事の際は飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。

(エ) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。また、ワクチン接種については、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに十分留意すること。

【参考】

- ・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



- ・マスク着用に関する啓発ビデオ（つけ方）

https://www.youtube.com/watch?v=26MDHomQU#Y&feature=emb_logo



- ・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>



- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526kyusyokutaiou2.pdf>



- ・新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるように特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

教育局は各学校におけるオンライン学習実施の準備状況を把握し、必要な助言等を行うこと。

2 重点地域である札幌市を含む石狩管内の道立学校における留意事項

【期間：10月1日(金)～10月14日(木)】

(1) 登下校・日課・授業

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動は避けるなど、感染症対策を講じもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」55ページ参照）。

イ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなど、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

- イ 感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」55ページ参照）。
- (4) 修学旅行、宿泊研修、部活動の合宿等泊を伴う活動
 - ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。
 - イ 旅行先の受入れの有無について確認するなど、「令和3年度における修学旅行等について」（令和3年(2021年)4月19日付け教高第159号）及び「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」（令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号）を踏まえて実施すること。
 - ウ 修学旅行等における旅行中の食事は会食に当たらないが、黙食に努めるなど給食等の食事を取る場合での感染症対策と同様の対策を行うこと（「衛生管理マニュアル」59ページ参照）。
- (5) 部活動
 - ア 活動を厳選（時間や人数、場所、活動内容）するとともに、感染症対策を徹底すること。
 - イ 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」57ページ参照）。
 - ウ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
 - エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。
 - オ 大会等参加及び対外試合の実施は、大会・対外試合の主催者が道教委からの要請（令和3年(2021年)9月15日付け教健体第616号）及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会・対外試合に限ることとし、大会等への参加及び対外試合の実施は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。また、大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年(2021年)9月29日付け教健体第651号）に基づき、適切に対応すること。
 - カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。
 - (ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。
 - (イ) 部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
 - (ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。
 - (エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。
 - (オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

3 石狩管内以外の道立学校及び札幌市以外の小中学校における留意事項

【期間：10月1日(金)～10月31日(日)】

- (1) 登下校・日課・授業
 - ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底し、集団で行う活動は避けるなど、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」55ページ参照）。
 - イ 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広に実施し、その間はオンライン学習を実施すること。
- (2) 寄宿舎
 - 「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年(2020年)2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、共有スペースや空き舎室の活用、食堂等の利用人数の制限、食事の時間をずらすなどして、3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。
- (3) 学校行事
 - ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。
 - イ 感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」

55ページ参照)。

(4) 修学旅行、宿泊研修、部活動の合宿等泊を伴う活動

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 旅行先の受入れの有無について確認するなど、「令和3年度における修学旅行等について」(令和3年(2021年)4月19日付け教高第159号)及び「修学旅行中における児童生徒の健康観察等について」(令和3年(2021年)4月28日付け教義第132号)を踏まえて実施すること。

ウ 修学旅行等における旅行中の食事は会食に当たらないが、黙食に努めるなど給食等の食事を取る場合での感染症対策と同様の対策を行うこと(「衛生管理マニュアル」59ページ参照)。

(5) 部活動

ア 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること(「衛生管理マニュアル」57ページ参照)。

ウ 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会等参加及び対外試合の実施は、大会・対外試合の主催者が道教委からの要請(令和3年(2021年)9月15日付け教健体第616号)及び各競技団体等が作成している感染症対策ガイドラインに基づき運営している大会・対外試合に限ることとし、大会等への参加及び対外試合の実施は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。また、大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和3年(2021年)9月29日付け教健体第651号)に基づき、適切に対応すること。

カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。

(ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。

(イ) 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅すること。

(ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。

(エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。

(オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健所の疫学調査の結果が出るまでの間、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」(令和3年(2021年)9月6日付け教健体第585号通知)を踏まえ、適切に対応すること。



教 健 体 第 6 5 1 号
令和3年(2021年)9月29日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について
(通知)

このことについて、令和3年8月26日付け教健体第536号で通知したところですが、この度、国は緊急事態措置を終了し、道は、札幌市を重点地域とし、独自の対策を行う旨決定しました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので、通知します。

つきましては、別紙に基づき、適切に対応願います。

また、各市町村教育委員会においては、貴所管の学校に周知願います。

高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課
教 職 員 課

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について

(2021. 10. 01改訂)

令和3年9月29日

北海道教育庁

1 部活動の基本的な考え方

重点地域である札幌市を含む石狩管内の道立学校の部活動については、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、場所、活動内容）する。なお、厳選した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。

また、石狩管内以外の道立学校及び札幌市以外の小中学校の部活動については、衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

なお、大会等への参加及び対外試合の実施は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。

2 大会等参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加や合宿、対外試合等泊を伴う活動（以下「大会等」という。）については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を全道大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。

(3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。

(4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

(5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。

(6) 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。

- (7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- (8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校内外を問わず集合する行事は行わないこと。
- (9) 大会2週間前から外部の選手や卒業生等との合同練習等の接触を避けること。

3 大会等期間中

- (1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
- (4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときには必ずマスクを着用すること。
- (5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- (7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- (8) 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (9) 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- (10) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

4 大会等終了後

- (1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、医療機関や民間検査機関等のPCR検査を活用(空港等で実施されている無料のPCR検査の活用を含む。)したりするなど、感染拡大防止に努めること。

引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第6号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。

また、校長は、大会等終了直後から2週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診(→PCR検査等)を促すなどの対策を行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと。)

- (2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。